第3期統合仮想基盤構築業務 優先交渉権者決定基準

川口市

1 概要

技術評価に加え、初期費用だけではなくランニングコストも含んだトータルコストで価格 評価をする総合評価方式とする。

2 企画提案の評価(技術評価)

「第3期統合仮想基盤構築業務評価基準」に基づく各事業者の企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、本市に設置する選定委員会において、評価項目ごとに0点から5点(6段階)の審査点を決定する。

点数が大きいほど優れているものとし、全く評価できない場合は0点とする。

また、各評価項目には、その項目の重要度に応じて配点係数を定めており、審査点に係数を乗じた数をその項目の評価点とする。

「各評価点」=「審査点(6段階)」×「配点係数」

6段階の評価点の目安は以下のとおりとする。

- ① 非常に優れている・・・・・5
- ② 優れている・・・・・・4
- ③ 標準的である・・・・・3
- ④ やや劣る・・・・・・2
- ⑤ 劣る・・・・・・・1
- ⑥ 評価できない・・・・・0

各項目で選定委員の評価点を合計したものを選定委員数で割り平均点(小数点以下第二位 で四捨五入)を求める。各項目の平均点の合計を事業者の技術評価点とする。

「技術評価点」= (「選定委員による各項目の評価点」÷「選定委員数」) の合計

3 ライフサイクルコスト価格評価

ライフサイクルコスト (LCC) 価格評価を行い、価格評価点を決定。

- (1) ライフサイクルコスト(LCC) 見積価格
- 見積対象は、構築及び運用期間の合計金額(税込)。
- (2) 価格評価

価格評価点の満点を100点とし、以下の計算式により算出する(小数点以下第二位で四捨五入)。

価格評価点 = 100点 × (「最低見積価格」÷「見積価格」)

※金額はすべて税込

4 選定方法

- (1) 技術評価点に、価格評価点を加算し、最高得点の事業者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行う。
- (2) 合計得点が最高の事業者が複数あるときは、見積額が低い事業者を優先交渉権者とする。なお、見積額も同額である場合は選定委員会の多数決で決定する。
- (3) 次の事項のいずれかに該当した場合は、失格とする。
- ア 参加資格を満たしていない場合。
- イ 提出期限、提出先、提出方法が適合していない場合。
- ウ 当該プロポーザル関係者に対して、審査の公平性を阻害する行為が判明した場合。
- エ 参加資格に虚偽の記載が判明した場合。
- オ 見積金額が著しく妥当性を欠くと選定委員会が判断した場合。
- カ 提案内容が要件確認書の要求内容を満たしていないと選定委員会が判断した場合。
- キ 要件確認書記載事項の代替提案が、本市が求める内容と大きく乖離しており、業務 に支障が出る等の問題があると選定委員会が判断した場合。